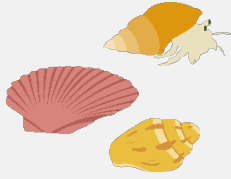


公益認定等委員会だより



決算を終えた移行法人の皆様へ本年度の決算によって公益目的支出計画における公益目的財産額が零、又は計画どおり完了しないことが明らかになった場合の手続きについて紹介します。
(関連記事3ページ)

また、内閣府公益認定等委員会委員による公益法人訪問について、第4回の訪問先、日程が決定しましたので紹介します。
(関連記事4ページ)



渚、海岸のごみ収集の様子

岸壁でのオイルフェンス展張講習風景

公益法人の活動紹介

46

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 27年度第1回テーマ別セミナー
「公益法人の役員等の役割と責任」
- P.3 「決算を終えた移行法人の皆様へ」
- P.4 内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について
- P.5 公益法人の活動紹介
「公益財団法人
海と渚環境美化・油濁対策機構」
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

■公益財団法人

海と渚環境美化・油濁対策機構

「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、整備等を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的とする法人です。

7月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	784	106	1,002
	財 団	1,586	302	937
都道府県	社 団	3,330	100	5,222
	財 団	3,688	404	3,162
合 計		9,388	912	10,323

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年7月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.jp/>



内閣府

内閣府では、公益法人等を対象として、公益認定申請や法人運営に係る個別のテーマに応じた「テーマ別セミナー」を実施しています。

平成27年度「第1回テーマ別セミナー」



「公益法人の役員等の役割と責任」を開催しました 《平成27年7月21日（火）》



セミナーの様子

本年度の第1回開催となる今回は、「公益法人の役員等の役割と責任」と題し、主として今年度新たに公益法人の役員等（理事、監事又は評議員）に就任された方々を対象とするセミナーを開催し、約110法人から約130名の方々に御参加をいただきました。

セミナーの前半では、資料「公益法人の各機関の役割と責任」に基づき、現行の公益法人制度の全体像や趣旨を踏まえ、法人の各機関が担う役割等について、説明しました。

要 点

- 現行の公益法人制度においては、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定されており、**法律に基づき各法人が自律的に法人を運営していくことが原則**
→法律上求められる役割を適切に果たしていない役員等は、責任追及の対象
- 法人と理事、監事、会計監査人及び評議員は「委任」の関係にあり、**その職責に応じた「善管注意義務」を負う**

理 事

理事会を構成して法人の業務上の意思決定に参画、業務執行を監視

主な義務

法人のため忠実に業務を実施、競業及び利益相反取引の制限、社員総会・評議員会への説明義務

代表理事

法人を代表し、法人の業務執行に当たる

主な義務

職務執行の状況を定期的に理事会に報告

監 事

理事の職務執行を監査

主な義務

理事会への出席・報告、社員総会・評議員会への説明・報告

社員総会/評議会

法人の最高議決機関

主な権限

理事・監事等の選解任、定款の変更、計算書類の承認

後半では、資料「移行後の法人の業務運営と監督について」により、前半で説明した適切な法人の機関運営の他、事業を変更する場合の手續、財務基準の適合性、定期提出書類の作成・提出等の公益法人としての留意事項、並びに法人の監督制度の概要について解説しました。

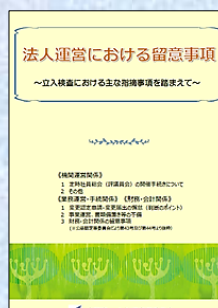
更に、平成26年度から本格化している立入検査の実績を踏まえ、機関運営、事業の実施、財務・会計関係の主な指摘事項について紹介し、注意を促しました。



資料の御紹介

「公益法人information」から閲覧できます

- ▶「公益法人の各機関の役割と責任」
- ▶「移行後の法人の業務運営と監督について」
- ▶「公益認定等委員会だより」第43号及び第44号
- ▶「法人運営における留意事項」

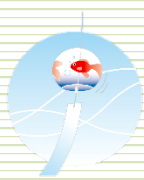


法人運営における留意事項



当事務局では、今後も各種の個別テーマに係るセミナーを開催して参ります。

具体的な内容や日程につきましては、随時、「公益認定等委員会だより」や「公益法人information」等で案内します。



決算を終えた移行法人の皆様へ



3月31日が事業年度末日となる移行法人(旧民法法人から一般法人に移行した法人で公益目的支出計画を実施中の法人)においては、6月に計算書類等が承認され、決算を終えて定期提出書類の提出も済んだところと思います。

本年度の決算によって、**公益目的支出計画における公益目的財産残額が零、又は計画どおりに完了しないことが明らかになった場合の手続**についてお知らせします。

① 公益目的支出計画における公益目的財産残額が零となった移行法人の場合

公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出することで、**公益目的支出計画が当然に完了するものではなく、同計画の完了確認請求という手続きが必要**です。

公益目的支出計画上の公益目的財産残額が零となった移行法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」)第124条により、認可行政庁に対して「公益目的支出計画の実施が完了したことの確認」を求めることができます。この手続は、名称の通り、同計画の完了を認可行政庁が確認することを求めるものです。

この手続による支出計画の完了確認を経て、移行法人は一般法人となりますので、**認可行政庁の確認を受けていない法人は、移行法人としての義務(公益目的支出計画の実施等)が存続**することとなります。未提出の場合は早期の手続をお願いします。

《請求書類一式》

- ・公益目的支出計画実施完了確認請求書
 - ・公益目的財産残額が零となった事業年度に係る計算書類等並びに公益目的支出計画実施報告書及び同報告書に係る監査報告
- ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく然るべき機関決定を経た書類を御提出ください(整備法第127条第3項により提出されるもの)

上記の手続の詳細については、「公益目的支出計画の完了確認請求の手引き」を参照ください。



② 完了予定年月日に計画が完了しないことが判明した場合

決算の結果、公益目的支出計画の完了予定年月日に計画が完了しないことが明らかとなった場合には、速やかに公益目的支出計画の実施期間を延長する変更認可申請を提出してください(整備法第125条第1項)。

《変更認可申請書類》

- ・公益目的支出計画変更認可申請書
- ・別紙1: 変更後の公益目的支出計画等
- ・事業計画書及び収支予算書
- ・公益目的支出計画の変更について必要な手続を経ていることを証する書類(社員総会等の議事録の写し) 等

「公益法人information」内「公益法人の皆様へ」に、各種資料・パンフレットを掲載しています

各種申請様式と手引き

2 変更認可申請・届出の手引き

1 公益目的支出計画が完了したことの確認請求の手引き

公益目的支出計画の完了確認請求の手引き

内閣府 / 都道府県

変更認可申請・変更届出の手引き

内閣府 / 都道府県

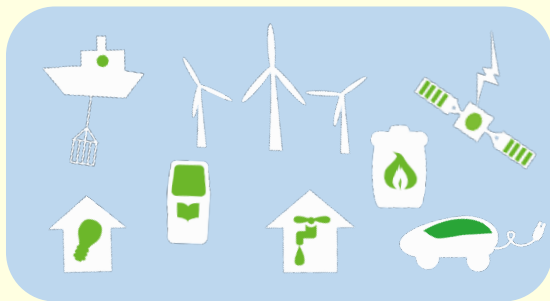
内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について

内閣府公益認定等委員会では、公益認定等委員会と公益法人及びその関係者とが、「民による公益の増進」という目標に向けて、意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進しています。

この一環として、平成27年1月から、同委員会の委員が、内閣府認定の公益法人を訪問し、理事等と法人運営等に関する意見交換を行っています。

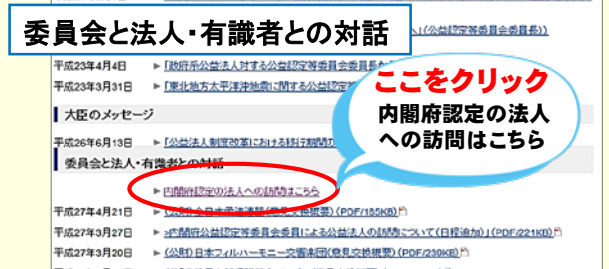
この度、第4回の訪問先・日程が決定しましたので、お知らせします。

また、すでに終了した第1回から第3回の訪問の概要について、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください。



「公益法人information」内「内閣府認定の法人への訪問」への御案内

トピックス「活動状況報告・メッセージ等」からお入りください。



<https://www.koeki-info.go.jp/commission/index.html>

訪問先・日程一覧 平成27年度末までに5法人程度を訪問する予定です。

	日程	法人名	所在地	事業概要
26年度	1月27日(火) 《実施済み》	(公財)世界自然保護基金 ジャパン	東京都港区芝3丁目1番14号 (日本生命赤羽橋ビル6階)	1971年、国際的な環境保全ネットワークであるWWFの一員として発足。「人と自然が調和して生きられる未来」を理想として掲げ、国内外の生物多様性の保全や自然環境への負荷の低減のための活動、調査研究等に取り組む。
	3月10日(火) 《実施済み》	(公財)日本フィルハーモニー交響楽団	東京都杉並区梅里1丁目 6番1号	1956年設立のオーケストラ。公演数は年150回前後で、充実した指揮者陣とともに魅力的な企画を提供。また、学校・施設訪問コンサートの開催により子どもと音楽の出会いの場を広げるなど、音楽を通じた文化の発信に取り組む。
	4月10日(火) 《実施済み》	(公財)全日本柔道連盟	東京都文京区春日1丁目 16番30号講道館内	1949年設立。日本の柔道競技界を統括し代表する団体。選手の強化育成、大会の主催・後援による柔道のすそ野の拡大、指導者の育成等を通じて柔道の普及・振興に取り組む。
27年度	9月1日(火) 10時~11時半頃	(公社)青年海外協力協会	東京都千代田区一番町 23番地3 (日本生命一番町ビル5階)	1983年、青年海外協力隊の経験者を中心に発足。青年海外協力隊で培った精神やその経験を広く社会に還元すべく、国際協力活動のほか、国内の災害復興支援や地域活性化に取り組む。
	5	奨学金支給、研究助成、子どもの支援、震災復興等の分野で活躍している法人から1法人程度		

※第5回の訪問先等は、訪問先、日程等が確定した時点で追加して公表する予定です。また、調整の結果、変更となる可能性があります。



機構紹介

青く豊かな海は、生命の源であり、地球上の全ての生態系や環境に大きな影響を与えています。この貴重な財産である海を守り、後世に引き継ぐことは、われわれに課せられた大きな使命だと考えています。しかし、近年の産業活動の進展やレジャー活動の活発化に伴い、いろいろな廃棄物等による環境汚染が深刻化し、海の機能低下が懸念されています。

当機構は、我が国の海や渚の環境美化活動を推進するとともに、原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済など、海洋環境の保全と漁業経営の安定に資するためさまざまな活動を行っています。



事業内容

海と渚の清掃活動普及啓発事業

今より豊かな海を次世代に残すため、20年程前から海岸美化活動を通じて、海洋環境に関心を持ってもらおうと、全国の行政機関や漁業関係団体等と海岸清掃の普及啓発をしています。今年6月の「G7エルマウ・サミット首脳宣言」には海洋ごみ問題に対する普及啓発の重要性が記されました。これからも賛同団体と共に、海と渚の環境美化活動に取り組んでいきます。

この他、「全国豊かな海づくり大会」のイベントとして、かつ「海の日」記念行事の一環として、開催県と共催で「海浜清掃旗揚げ式」を開催し、全国に清掃活動の呼びかけを行うなど、海と渚の環境美化活動に取り組んでいきます。



漁業系資材再利用モデル事業

近年、使用済漁業系資材も漂流・漂着物の発生源の一つと考えられていることから、当機構では発砲スチロール協会と提携し、発砲スチロール製フロート圧縮減容機を貸し出すと共に使用済み漁具の適正な保管・処理に関する指導・助言等を行っています。



油濁関連対策事業

原因者不明の漁場油濁による被害漁業者の救済と漁場保全のため、漁業被害に対する救済金や防除清掃費の支給を行っています。また、原因者が判明しているにもかかわらず、原因者が防除清掃をしない場合に漁業者が行う防除清掃費の立替及び船主責任限度額以上の防除清掃費がかかった場合、限度額を超えた費用の漁業者への支弁を行っています。

調査事業及び助成事業

海の羽根募金を基に、全国の海浜清掃活動や漁民の森づくり活動を取りまとめています。この報告書は海浜保全政策や生態系保全活動に関連した資料として使用されています。報告書の内容は当機構のホームページでも公開しています。

なぎさの環境基金を基に、環境保全のための次世代の人材育成と沿岸域の環境保全を目指す団体等が実施する事業を助成しています。



海の羽根募金の青い羽根



■各種発行物



皆様から頂いた会費や募金によって実施している美しい海と渚を未来へ引き継ぐための事業について紹介しています。



左水色の「海と渚の油除去マニュアルシリーズ」は、右のマニュアル全6巻を納めるファイルです。マニュアルシリーズ全6巻は全て機構ホームページで公開しております。



油防除の知識の普及及び情報提供のための刊行物

その他にも、漁場油濁被害防止等に関する調査研究及び漁業者等への知識の啓発・普及のため、全国で油防除の講習会を実施するほか、油防除マニュアルや動画の作成、事故現場への専門家の派遣等、油防除対策の普及に努めています。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。8月の予定は下記のとおりです。

◆8月26日（水）東京都で開催（申込受付中）

（※詳細は「公益法人information」で案内中。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■次回の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、83法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp

